

資格審査手続規程（会規第二十一号）中一部改正

資格審査手続規程（会規第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「行政不服審査法による」を削り、「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二条を次のように改める。

（除斥）

第二条 会長、委員及び予備委員は、次に掲げる事案の審査から除斥される。

- 一 弁護士会の資格審査会において関与した事案
- 二 自己に関する事案
- 三 配偶者、四親等内の親族若しくは同居の親族又はこれらの者であった者に関する事案
- 四 代理人として関与し、又は関与することとなる事案
- 五 自己が補助人又は補助監督人となっている者に関する事案

第十四条に次の一項を加える。

- 2 審査会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第二十二条第一項中「証拠物を閲覧し、かつ、謄写する」を「証拠物の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を電子計算機の映像面に表示したものの閲覧）をし、かつ、謄写（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の謄写）をする」に改める。

「第三章 行政不服審査法による審査請求」を「第三章 審査請求」に改める。

第二十七条中「（昭和三十七年法律第六十号）」を「（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第二十八条の二中「第十四条」を「第十八条」に改める。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

（裁決書）

第三十一条の二 裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審査請求人の主張の要旨
- 四 理由

2 前項第二号から第四号までに掲げる事項については、議決書の謄本を添付することをもってその記載に代えることができる。

第三十三条第一項第一号中「、年齢」を削る。

第三十六条中「及び第三十一条第五項の」を「、第三十一条第五項及び第三十一条の二の」に改め、「同項」の下に「及び第三十一条の二」を加える。

附 則

目次、第二条、第十四条第二項（新設）、第二十二条第一項、第三章の章名、第二十七条、第二十八条の二、第三十一条の二（新設）、第三十三条第一項第一号及び第三十六条の改正規定は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。